

公告第210号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年10月1日

上田市長 土屋陽一



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙一覧の通り

2 縦覧場所

上田市産業振興部森林整備課

上田市ホームページ (<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/sinrin/103346.html>)

3 本公告により、上田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上